

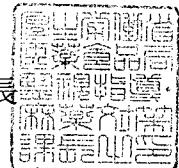


薬食監麻発0804第2号

平成21年 8月 4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法施行規則第203条第3項の規定に基づき検定を要しないものとして
厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改
正について

平成21年厚生労働省告示第355号により、薬事法施行規則第203条第3項の規定に基づき
検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場
合（平成20年厚生労働省告示第374号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正
要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期
されたい。

記

1. 改正要旨

検定を要しない医薬品の名称の一部が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年7月7日）

○厚生労働省告示第三百五十五号
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百三条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日
表沈降新型インフレンザワクチン（H5N1株）の項中「沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）」を「尤ダインフレンザワクチン（H5N1株）」に改める。

「表記の際新規インシングルコンセプトラン（H5N1株）の跡に「新規型インフルエンザウイルス（H5N1株）」を「沈降インフルエンザウイルス（H5N1株）」に改め。

生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中(106)を削り、(105)を(106)とし、(104)の次に次のように加える。

(105) 沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)
○風邪・インフルエンザ予防接種

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令(平成十六年厚生省令第六十一号)第三条第二項の規定により、薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人青森県薬剤師会及び

東京理化学テクニカルセンター株式会社について、その住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があつたので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第三条第三項の規定に基づき公告する。

平成二十一年七月七日

会員登録	会員登録

東京理化学テクニカル
セントラル株式会社
目十番九号 東京都千代田区九段北一丁
八番一〇号 東京都台東区今戸一丁自一
平成二十一
年六月廿八日

○厚生労働省告示第三百五十八号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第

厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八号中(858)を(863)とし、(751)から(857)までを(756)から(862)までとし、(750)を(754)とし、その次に次のように加える。

(755) ミルタザピン

(587) プロストアントラジウム

(459) デュタステリド	第八号中(582)を(581)とし、(457)から(581)までを(460)から(584)までとし、(456)を(458)とし、その次に次のように加える。
(54) アリスキン	第八号中(51)を(52)とし、(47)から(50)までを(51)から(50)までとし、(48)の次に次のように加える。
○厚生労働省告示第三百五十九号	薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。
平成二十一年七月七日	厚生労働大臣 外添 要一
医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾患
レボドバ・カルビド 十二指腸投与用製剤	(1)通常の経口薬物療法で十分な効果が得られない重度の運動合併症(Weariness)現象。 n/g delay n/no現象。 n/g delay n/no現象。 n/g delay n/no現象。
バジスキネシア	バジスキネシア(Hand & Shoulder syndrome)の重症度スケールⅢ(重度の嚥下スケールIV・V)
(2)パーキンソン病(Hoehn & Yahr)	パーキンソン病(Hoehn & Yahr)の重症度スケールIV・V
カルムスチン脳内留置用製剤	障害又はその他の理由により経口薬物療法が困難である場合に限り、既に胃瘻造設を行っている場合に限る。
○厚生労働省告示第三百六十号	ソルベイ製薬株式会社 東京鶯谷区田端六丁目一番一号田端アスカタワー 平成二十一年五月十二日
薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十一年五月十一日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。	ノーベルファーマ株式会社 東京都中央区日本橋小舟町十二番地十 平成二十一年六月五日
平成二十一年七月七日	厚生労働大臣 外添 要一
医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾患
○農林水産省告示第九百三十二号	申請者の氏名又は名称及び住所
インターフェロン-ベータ	申請者の氏名又は名称及び住所
森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の存期間の延長	一(一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 東京都八王子市上恩賀町二五四〇・二五 一・三一七一・三一七一・三七八五の一・三七八五の六から三七八五の八まで(以上八
指定施設要件を変更する。	

農林水產大臣 石破 茂